⑸　順位の異なる担保権が存する場合の取扱

同一の担保不動産を目的とする順位の異なる担保権が存する場合（更生手続開始決定時を基準時とする）には、その担保権の順位に従い、先順位の担保権者から順次、上記⑴から⑷までの定めに基づいて更生担保権の弁済を実施する。

⑹　弁済の実施要領

㈠　弁済額等の通知

管財人は、更生担保権者に対し、前記⑴に定める弁済の実施時期までに、弁済額の算定にかかる計算書を作成し、送付する。

㈡　監査法人のレビュー業務による弁済額の検証

管財人は、弁済実施後２ヶ月以内に、上記㈠に定める弁済額の算定にかかる計算書について、その内容の適正性を担保するために、監査法人にレビュー業務を委嘱し、その報告を受けるものとする。

㈢　弁済額の過不足の精算

前記⑴の弁済額と上記㈡のレビュー業務によって最終的に確定した弁済額との間に過不足が生じたときは、その旨の通知を更生担保権者が受領してから１ヶ月以内に精算するものとする。

⑺　未確定更生担保権の取扱

未確定更生担保権については、確定するまでの間、弁済を実施しない。

ただし、未確定更生担保権者が担保不動産を目的とする担保権の設定登記（仮登記を含む）を現に受けている場合において、管財人が当該担保不動産を売却したときは、担保弁済額に相当する額を管財人名義で預金し、当該預金元本債権につき未確定更生担保権者のための変換担保（質権）を設定するものとする。

５　処分連動方式による担保弁済額が確定更生担保権額に不足する場合の取扱

⑴　一般更生債権と同様の取扱

第４項の処分連動方式による担保弁済額が確定更生担保権額に不足するときは、当該不足部分にかかる更生担保権は、一般更生債権と同様に取り扱うものとし、第３節第２款の定めにより権利変更し、弁済する。

なお、上記不足部分の確定の有無は、個別の債権ごとに判定するものとする。

⑵　一般更生債権と同様に取り扱うこととする時期

上記⑴の不足部分にかかる更生担保権の一般更生債権と同様の取扱は、当該更生担保権にかかる全ての担保目的物（ただし、処分連動方式による弁済の対象となる担保目的物に限る）の処分を完了して不足額が確定した時点において行う。

６　更生計画認可決定時売却済み担保不動産にかかる更生担保権の取扱

⑴　更生担保権の弁済の実施

更生計画認可決定時に売却済みである担保不動産にかかる更生担保権については、第４項の定めを準用し、更生計画認可決定確定後１ヶ月以内に、更生担保権の弁済を実施する。

⑵　預金変換担保の解除と弁済額への充当

上記⑴の更生担保権の弁済の実施に当たって、管財人は、更生担保権者から、当該更生担保権にかかる預金変換担保の解除を受けることにより、暫定預託金を更生担保権の弁済額を限度としてこれに充当するものとする。

７　担保不動産の処分期間経過後の処理

⑴　担保不動産の処分

第３項⑵の期間を経過しても売却することができない担保不動産が存する場合、管財人は、関係担保権者と協議の上、当該担保不動産を、①入札方式での任意売却、②担保権者からの異議申出のない管財人による任意売却、③競売申立て、④代物弁済、のいずれかの方法により処分するものとする。

㈠　入札方式での任意売却

ア　実施方法

入札方式での任意売却による場合、管財人は、合理的な入札手続において最高値を提示した入札者に対して担保不動産を売却する。

イ　売却金の取扱

上記アにより担保目的物を売却した場合、その売却金を「実質売却代金額」とみなして、第４項の定めを準用する。

㈡　担保権者からの異議申出のない管財人による任意売却

ア　実施方法

管財人は、担保不動産を任意に売却しようとするときは、関係担保権者に対し、売却先、売却価額、売却条件等を通知する。関係担保権者は、その売却に異議のあるときは、管財人から通知を受けた後１ヶ月以内に、当該売却条件を上回る条件での売却先を管財人に書面で申し出ることができる。当該期間内に、関係担保権者からかかる申出がない場合、又は当該期間内であっても全ての関係担保権者から異議がない旨の書面の提出を受けたときは、管財人は当該売却を実施する。

イ　売却金の取扱

上記アにより担保目的物を売却した場合、その売却金を「実質売却代金額」とみなして、第４項の定めを準用する。

㈢　競売申立て

ア　実施方法

管財人と担保不動産にかかる関係担保権者全員との間で合意が成立した場合には、更生担保権者は、競売手続開始申立てをすることができるものとする。

イ　競売手続による配当金の取扱

上記アにより担保目的物を売却した場合、競売手続による配当金を「担保弁済額」とみなして（従って、配当金からの費用控除は行わない）、第４項の定めを準用する。

㈣　代物弁済

ア　実施方法

管財人と担保不動産にかかる関係担保権者全員との間で合意が成立した場合には、更生担保権者は、合理的な方法に基づいて当該担保不動産の価額を評価し、当該評価額相当額の更生担保権の弁済に代えて、当該担保不動産を譲り受けることができるものとする。

イ　評価額の取扱

上記アにより代物弁済を実施した場合、担保目的物の評価額を「担保弁済額」とみなして（従って、費用控除は行わない）、第４項の定めを準用する。

⑵　みなし実質売却代金額の合意

第３項⑵の期間を経過しても売却することができない担保不動産が存する場合、管財人は、関係担保権者との協議により、上記⑴のいずれの方法にもよらずに、合理的な方法により当該担保不動産の価額を評価し、当該評価額をもって「実質売却代金額」とみなす旨の合意をすることができるものとする。

８　担保解除証書の交付

本款に定める担保弁済の実施のために、更生担保権者は、担保不動産の決済引渡日の前日までに、当該担保不動産の担保解除に必要な書類等を管財人に交付する。

第３款　動産譲渡担保にかかる更生担保権

１　確定債権

１件　　5,993,285円

別表６－６（動産譲渡担保）

２　権利の変更及び弁済方法

⑴　処分連動方式による弁済

元本及び更生手続開始決定日の前日までの利息・損害金債権にかかる更生担保権については、後記第４項に従い、処分連動方式による弁済を実施する。